

を出す、一一の光の上に七寶の殿あり、其の寶殿の中に佛菩薩あり、其の佛の外院に四の七寶の殿あり、其の寶殿の上に各七寶あり、一一の寶の上より五色の光を出す、一一の光の上に七寶殿あり、其の寶殿の中に佛菩薩あり、阿彌陀佛の前の左右に二菩薩を作り、各音樂を作す、其の佛の底下もとに甘露水あり、中より無量の寶華を生す、一の華の上に各菩薩あり、左右に各の五百の華樹を作せ、その佛の形は金色に作せ、其の袈裟ケサは赤色に作せ、其の佛の圓光は五色を以て成せよ、その佛の頭上より五色の光を放つ、その諸の菩薩は黃白色に作せ、その菩薩の身上には五色の天衣を作せ、其の佛の左邊には大勢至菩薩結跏趺坐せり、左の手は掌を覆ひ、左の髀はいの上に於き、右の手は臂を屈して節を右の髀の上に柱へ、臂を豎てゝ上に向へ、大指を以て無名指の甲の上を捻し、頭指中指小指を磔はて、掌を豎て側そばめて前に當てよ、その佛の右邊に十一面觀世音菩薩を畫け、結跏趺坐して左の臂を屈して肩の上に向へ、掌を覆ふて背に向へよ、手蓮華を把り、右の臂の節を右の髀の上に柱へ、手に白拂を把て拂の尾右に向て出でたり、その水の四邊に無量の寶樹あり、七寶の所成なり、その水の岸は七寶を以て成す、その諸佛の上には諸天華を散らす、此の像を作り已りて佛殿の中に安し

て結界の印を作り、法陀羅木を以て櫛四枚を作れ、各長け八指にせよ、その木は各の呪する事一百八遍して、四角に釘て、此の櫛畢るまで更に抜き却くる事なけれ、一櫛是の如し、餘の三も亦然なり、又白芥子を以て四方及び中に各孔を穿ち作して、深さ一疊しゃくはか許りにして孔の中に埋み著け、皆軍荼利の大心呪を用て、白芥子を呪する事百八遍、前きの木の法の如くせよ、大心呪に曰く、

(二) 四人僧 大僧
四人に足らざれば僧衆法成せず、四人ば僧衆法成するに、故に、功徳十方に廣大なるが故に。
呪する事一百八遍して芥子を埋み竟れ、然して後に阿彌陀佛の像を安置し已りて(二)四人僧 大僧
人の僧を請して齋を設けよ、多は亦限り無かれ、日日に供養せよ、大身呪を誦す、呪に曰く、
那謨喝囉怛那跔羅夜耶、那謨阿嚙耶、阿彌跔婆耶、跔他揭跔耶、阿囉訶帝、三藐三菩提耶、
跔姪他、阿蜜哩瓶、阿蜜哩跔三婆舎、阿蜜哩都知婆舎、阿蜜哩跔毗迦爛跔、伽彌泥伽伽那、
吉哩底羯嚩、薩婆跋波迦生迦嚙曳、莎訶。

阿彌陀佛身印第一

左右の二小指各の無名指の背の上に捻ひね在してけ、二無名指の頭相柱あてこしゆうへ著け、二中指を直ただす。

く豎てゝ開く事一寸許り、二大指を並べ直く豎て、二頭指を屈して二大指を壓し、頭指の頭相柱へ頭指來去せよ。

(二) 阿彌陀大心印
を説く。

(二) 阿彌陀佛大心印第一

前の身印に准せよ、唯し二大指を改め屈して掌に入れよ、二頭指を以て二大指の甲上を壓せ、呪は前印に同じく用るよ、四肘の水壇を作り、酥燈八盞餅果食五盤を以てし、中心に火爐を著き、呪師面を東に向へよ、牛乳と蜜とを取り相和し、更に頗具羅木といふ穀樹を取て、長け一尺に截て一百八段にせよ、酥蜜を以て兩頭に柱し塗て、呪する事一遍し已て、一び火中に擲げよ、是の如く一百八遍に満足して之を焼き、數々呪を誦せよ、(二)若し此の法を作せば、即ち奢摩他を得て恒沙の四重五逆の罪を滅す、(三)毎月十五日に洗浴して、呪を誦して前の如く法を作せ、意に隨つて阿彌陀佛國に往生せん。

(四) 阿彌陀護身結界印を説く。

(四) 阿彌陀護身結界印第三

初の身印に准せよ、二中指及び掌を改め相著け、護身結界を用る訖て、然して後に坐禪せよ。

(二) 阿彌陀坐禪印
を説く。

(二) 阿彌陀坐禪印第四

腕を合せ、左右の中指無名指を直く豎てゝ、節文をして相當て著けしめ、左右の小指各拵して二無名指の背の上に在き、頭を上の節に當てよ、二大指並べ直く豎てよ、二頭指の中節を屈して、頭をもて大指頭を壓し、用て病を治せよ、(二)若し身に病あらば、四肘の水壇を作せ、先づ身印を作して阿彌陀佛及び觀世音・大勢至の像を請喚す、呪師坐して牛乳を呪する事一百八遍して火焼せよ、七日之を爲せ、日日には是の如くせよ、その病即ち差えん、日入の時より即ち此の法を作して初夜に到らば即ち休めよ、後夜に至て更に作せ、天の明るに至らば即ち休みね、是の如く七日之を爲せよ。

(三) 阿彌陀佛滅罪印第五
印を説く。

腕を合せて、左右の中指無名指を直く豎て、節文をして相當て著けしむ、二小指を開き、直く豎て、二頭指を開き、中指の背の上に當て著くる事なけれ、頭少し曲めよ、二大指並べ豎てゝ頭を以て中指の第二の節を壓せ、(四)行者坐禪の時、この印を作して結界呪を誦して、白芥子と水と火とを呪して、房の裏に於て著け、結界せんと欲する時、先づ呪水を以て東北の角より右に繞て之を散じ、還て東北の角に到て休み、その後

次に白芥子を以て亦前に同くせよ、後に手を以て火を把て之を繞る事亦前に同じ、是の如く結界する事三遍し竟れ、次に即ち坐禪せよ、禪定の中に於て心に慚愧を生じ、印を作して懺悔せよ、衆罪業垢を觀察し思惟して、禪定の中に於て心に慚愧を生じ、印を作して懺悔せよ、その無始より及び今の生に至るまで所造の過を懺悔せよ、(二)然して後に一切の薬を呪する事二十一薬を呪して病を治する法。

(二) 阿彌陀佛心印を説く。

(三) 華座八葉蓮華を以て阿彌陀佛蓮の座を作りたるをいふ。

(四) 文殊師利印呪を説く、六字文字印の呪なり。

(五) 文殊師利印呪第七

右の手の中指已下の三指は、總て屈して左手の掌の内に入れて、左の手の大指を把れ、還て右の大指を以て右の三指の甲の上を壓せ、二頭指直く豎て之を磔り開け、四肘の壇を作れ、五色を以て作れ、その壇の中央に阿彌陀佛の(三)華座を安せよ、東方に文殊師利の華座を安んせよ、亦は曼殊室哩と名く。

金剛王の印に准せよ、唯し二頭指を改め、各中指の上節の背を捻し、頭指來去せよ、呪に曰く、

阿彌陀佛心印第六

北方に十一面觀世音の華座を安せよ。

唵婆鷄陀那^{ケイダ}麼^{ナウマ}、莎訶。

(二) 十一面觀世音印呪第八

印は般若身に同せよ、大指來去せよ、呪に曰く、

唵^ア嚩^{ロリキヤ}力^タ、唵^ア帝^{ティレイロク}薩^カ、薩^{サラバ}婆^{シャト}奢^ロ都^{ハラマ}嚩^ダ、波^{ナウ}囉^{キヤラ}末^{ナウ}陀^タ那^ヤ、迦^カ囉^{ナウ}夜^タ、莎訶。

南方大勢至菩薩華座を安んず。

(二) 大勢至菩薩印呪第九

右の無名指を以て、左の無名指中指の背に挿らして、頭指中指の岐の間に向て入れ、左の無名指を以て、右の中指無名指の岐の間より之を出して、即ち食指中指の岐の間に入れ、二頭指各の屈して二無名指の頭を鉤し、二中指を屈して、二大指の上を壓して、頭を内に向へ、先づ左の小指を以て右の無名指の背を握れ、後に右の小指を以て左の小指の背を握て大指來去せよ、呪に曰く、

唵^ア嚩^{ラマ}囉^{ガヤ}末^{バウサ}地^ボ、忘^{ジャナ}婆^{シングダ}、苦^シ闇^{ナウ}那^{シンド}、瞋^{ビンダ}陀^ウ、頻^ウ陀^{ソウカ}、鳴^ウ併^ウ泮^{ソウカ}、莎訶。

(三) 又大勢至菩薩印第十

(二) 阿彌陀佛頂印
内縛じて二中の節
文を直く申べ相交
ゆるなり。

(三) 又一大勢至印
を説く。

下の(一)阿彌佛頂印に准せよ、唯し二食指を改め、各の二中指の頭を捻せよ、その食指
小し許り屈せよ、次に二大指を以て並べて、右の中指の中節の上を掩ひ、大指を來去
せよ。

(三) 又一大勢至印第十一

阿彌陀佛身印に准せよ、唯し二中指を改め、豎て相著け、次に二食指を以て中指の背
後に拵らし在け、頭に於て相拄へよ、次に二大指を以て並べ頭を屈して中指の下の節
の邊に入れよ、大指來去せよ、呪に曰く、

唵跋折羅、跋折哩尼、瞿吒瞿致尼、槃陀槃陀、訶那訶那、駄訶駄訶、鉢遮鉢遮、鳴鉢泮、莎
訶。

(三) 水罐。水を汲
む器なり。

(四) 黄屑。黄色な
り屑は清なり。

(五) 賢。在家なり

毎月十五日に洗浴して、此の法を作す者は、即ち阿毗跋致地を得、當に四肘の五色の水
壇を作るべし、(三)水罐五枚あり、四角に各の一つ、中央に一枚、各の生絹を以て、長け
一二尺にして其の罐の頂に繋け、飲食十盤、燈十六、沉水香を焼て供養せよ、その作
壇の法は餘の壇法に同じ、四人の僧と共に伴を結んで行道せよ、更に多き事を得ず、
四人並に(四)黄屑の袈裟を著く、若し是れ(五)賢ならば即ち白衣を著けて方に入て作法せ

よ、更に多の雜色を著くる事を得ず、その衣袈裟並に廁に上る事を得ず、唯し杭末乳
糜果子を食し菜を喫する事を得ず、日日三時に作法し供養せよ、十二月八日より起首
して、十五日に至て供養法事竟れ、當に中心の水罐を取て受法の人の頂に灌ぐべし、
詫りて淨衣を著せしめ、道場に引入して供養を作せ、事畢んなば即ち休んで道場を散
去せよ、(一)若し此の法を作せば、日光の雪を照すが如く、衆罪消滅し、命終の後阿彌
陀佛の國に生せん、(二)若し是れ女人ありて此の法を作さば、命終の後化して男子と成
て彼の國に往生せん、此はこれ心印の法なり、憂婆喇駄夜法此に小心は、此は是れ阿彌
陀佛成道法門なり、作者は人不退の位を證さん、殘食をば散施せよ、受法の人之を食
する事なけれ。

(三) 阿彌陀佛頂印第十二

(四) 佛刀印
一切佛刀印
印に同じ、一切鬼
病を治するの法。

(一) 佛刀印に准せよ、唯し改めて二中指を以て相叉へ、中節の文に於て直く伸べよ、即
ち是れ頂の印なり、(五)用ひて病を治する時、二肘の水罐を作り、阿彌陀佛像を置き、
火爐を安き焼け、沉檀薰陸相和して焼け、病人は面西に向へて坐して合掌し、呪師は
面を東に向へて坐し、香を以て病人の頭上を繞らして、呪して火中に擲げよ、是の如

くして一百八遍を満足して、日に三時に作せ、その病人至心に佛を念せよ、病ひ即ち除差せん、此は是れ阿彌陀佛の頂の法なり。

阿彌陀佛輪印第十三

(一) 阿彌陀佛輪印
 (二) 説く。若し説法論義せんとする時法。
 (三) 若し説法論義せんとする時法。
 (四) 若し財貨飯食飲食を欲する時の法。
 (五) 若し財寶を求める時の法。

(一) 又若云々熱病を治するの法。
 (二) 又若云々罪を減じ往生するの法。
 (三) 日日に供養するの法。
 (四) 敷珠を作るの法。

左右の手、二大指を以て各の無名指の頭を捻して、右左を壓して心に當てよ、(一)若し説法論義せんと欲せんの時は、日日に此の法を作せ、一切歡喜す、死して阿彌陀佛の國に生ず、(二)若し財貨飯食等の物を求めると欲はば、四肘の水壇を作て、中心に阿彌陀佛の像を安置し、五盤の食を設けよ、壇の中心に一盤、四方に各の一盤、呪師面を東に向け、五日までに一日三廻此の法を作せ、その呪師の衣服並に皆黃色にせよ、餘色を得ざれ、所求意の如くならん、(三)又若し人熱病せば、五色の線を呪する事二十一遍、二十一結を作して病者の頸に繋けよ、病人阿彌陀佛を念せよ、呪師手に香爐を把て、十方の佛を供養し讚歎せば即ち差えん、若し八部鬼神天及び佛菩薩金剛を歎喜せしめんと欲せば、四肘の水壇を作り、呪師必らず須らく潔淨にすべし、男子と女人と相觸るゝ事を得ず、その壇の中心に阿彌陀佛の像を安し、像の面を西に向へよ、飯食は八盤、燈は二十八盞、水罐は一枚、中心に佛前に於て火鍾を著き、蘇曼那華を呪

(一) 若し日日云々罪を減じ往生するの法。
 (二) 日日に供養するの法。
 (三) 敷珠を作るの法。

する事一遍して、一たび火中に擲ぐ、是の如く一百八遍に満せよ、平等慈悲の心を以て一切衆生の爲に此の法を作さば、即ち神驗を得て皆歡喜を生ず、(一)若し日日種々を作して阿彌陀佛を供養し、呪を誦して十萬遍に満し、印法を作さば、即ち罪を減する事を得、命終りて彼の國に生せん、又若し彼國に生ずる事を得んと欲はば、亦た更らに泥を以て阿彌陀佛の像十萬軀を作れ、罪を減して死して阿彌陀の佛國に生せん、(二)日日に供養せん時は、金を以て敷珠を作れ、若し無くば銀を用ひよ、若し銀無くば赤銅を用ひよ、赤銅無くば水精を用ひて數一百八枚、無くば五十四枚、更に無くば四十枚、更に無くば二十一枚、此の如く等の珠、之を招て呪を誦する時、珠を以て十波羅蜜と爲す、佛を念し呪を誦するは、アラナダラサンボタヤ三藐三菩提の爲めなるを以てなり、若し阿彌陀佛を作て供養せん時は、上件の物等を用て珠を作べし、餘の物は得ざれ、若し餘の雜物を以て作らば、一切驗を得ず、(三)その中に最も好きは水精を以て敷珠を作り、呪を誦せば衆罪皆滅する事珠の映徹するが如く、自身も亦然らん、此の水精の珠は一切の佛菩薩金剛天等の法に通用す。

阿彌陀佛療病法印第十四

(一) 阿彌陀佛療病法印

先づ左の手を仰けて四指仍ほ屈せよ、即ち右の手を以て左の手を覆ふて、右の手の四指亦屈せよ、左の手と急に相鉤して、二拳の節をして各の掌心に拄へ、其の二大指各直にして怒らしめよ。

(一) 是の一法云々
鬼神を伏するの法々

(二) 是の一法印は一切の諸の惡鬼神を降伏す、人あり病まば、當さに用て之を印すべし、その病即ち愈えん、此等の諸印には皆心呪を誦せよ。

(三) 佛說作數珠法相品

その時に佛・**苾芻**・**苾芻尼**・**優婆塞迦**・**優婆斯迦**、諸の善男子善女人等に告げたまばく、當に心を發し阿彌陀經を誦し、阿彌陀佛を念し、及び我が三昧陀羅尼祕密法藏神印呪を誦持すべし、彼の國に成就往生を得んと欲はト、及び共に一切衆生を護念し、復た能く苦行して至心に受持し、日日に供養し、一心にして(三)專在せよ、(四)餘境を緣する事なかれ。若し經を誦し佛を念じ呪を持せん行者は、一一に各の手に數珠を執るべし、阿彌陀佛三昧教説に依り、復た此の如く一切の陀羅尼諸佛菩薩金剛天等の法の中に出所に依る、その數は皆諸の相貌を具すべし、その相貌とは其の四種あり、何をか四となす、一には金、二には銀、三には赤銅、四には水精、その數皆一百八珠に満せよ、或

(一) 現身云々 即
身成佛の法なり。

(二) 肉色珠 馬腦
の類なり肉色にし
て筋あり。

(三) 若し人云々
正しく數珠の造法
を明かにするなり。

(一) 記子數を記する珠なりカズトリといふ。

づ珠匠を喚べ、價直を論する事莫れ、務めて精好なるを取るゝ、その寶物等は、皆未だ曾て餘用を經ざるものを須ゐよ、一一に皆須らく内外明かに徹して破缺ある事無く圓淨皎潔なるべし、大小は意に任せよ、その珠匠の爲めに先づ八齋戒を受けしめ、香湯を以て洗浴せしめ、新淨の衣を著せしめ、與めに護身を作し、一道場を嚴て華旛を懸け、香水を以て一小壇子を泥て、日日に各香の水を以て供養し、又一兩盤の餅果を著き供養せよ、又復た夜別に各七燈もやを然せ、是の相珠一百八顆を作らしめよ、珠を造成し已りなば、又一の金珠を作りて以て母珠と爲よ、又更らに別に十顆の銀珠を作て、以て(二)記子を充てよ、此れを即ち名て三寶の法相悉く充ち圓備すと爲す、能く行者をして是の珠を招ぐる時、常に三寶の加被護念を得せしむ。三寶といふは、謂はゆる佛寶法寶僧寶なり、此を以て證驗する何ぞ西方淨土に生せざらんかと慮はん、是の珠を作り已りなば、此の壇中に於て更に種々の香水を以て珠を洗へ、又七盤の食を著き、三七の燈を然し、(三)佛般若菩薩金剛及び諸天等を請して、仰啓して供養し、三寶の威神力を稱讚するが故に、種々の法事皆効驗あり、然して後に持ち行して身に隨て用に備へよ、一切の諸惡相染著せず、一切の鬼神共に相敬畏す、是の故に福力具足成辦し功

徳願を滿す、是を數珠の秘密の功能と名
法門あり、中に於て略して此の要を出
法に依りて之を行せよ、福限りなけん。

ナウボシツチリヤアビキヤナンタタギヤタナンアンアンビラシマカシャキヤラバシリナタカサンバンジヤニタラマチシツダアモヤリタレヒノ

此陀羅尼を誦する三七遍すれば、即ち一切の曼荼羅此に壇といふに入るに當る、所作皆成す、呪を誦するには身印等の種々の印法あり、若し手印を作して諸の呪法を誦すれば、驗を成することを得易し、(二)若し未だ曾て灌頂壇クワシテウダンに入らざるものは、輒すぐ一切の手印を作すとを得ざれ、若し人此の陀羅尼を誦すれば、即ち壇に入り印を作して行用するに同ふして盜法を成せざるなり。

佛說(三)跋折囉功能法相品

唐に金剛

その時佛、耆闍崛山の大會に在して、諸の陀羅尼秘密の法藏を演説したまふ。時に金剛藏菩薩、座より起て前んで佛に白して言さく、世尊如來、今之會に此の微少にして

(一) 剛杵（剛杵）の中へ舍利を
入るゝ本說なり。
舍利は佛骨なり。
識は此の字書
かならず。

貴ぶ可きの法を説きたまふ、我等心中に甚だ大に歡喜して未曾有なる事を得たり、是の諸の欲界の天魔波旬及び鬼神等、戰悚せすといふ事なし、我等思惟するに、諸魔の心意實に測量しがたし、或は欺き或は叛かん。若し豫め防がすんば恐らくは彼れ我諸佛の法を輕慢せん。惟願くは世尊、我一の不可思議難測の法を出す事を聽かん。當方に如來の正法を護持し、諸魔を降伏して魔等をして諸の世間に於て、之れが暴亂を爲さしめざるを得べし。時に佛歎じて善い哉善い哉と言ひたまふ。爾の時に金剛藏菩薩忽に頂上より三股跋折囉の形を湧出す、金の光色の如し、出づるの時に當て、大千世界六種に震動し、座に現するに鬼神一時に崩倒す、佛鬼神に語りたまはく、汝等怕るゝ事なけれ、我が金剛藏に是の如き等の神通自在大威力あり、故に此の如くの難測の法を湧出す。此を以て當に我が正法を助護すべし、我今印可せん、仍て過去の眞の(二)佛舍利七粒を以て、菩薩に付嘱して、その舍利をして其の中に隠在せしむ、將に實の信となす。識相護持して諸の外道と、欲界の天の魔衆との心に輕慢を生ずるを防ぐ、因て即ち稱して摩訶跋折囉と名く、是の故に常に能く威を以て我が側らに侍して諸の魔事を拒ぐ、既に利益あり、亦願くは人ありて我法を持せんもの、及び菩薩金剛天等

の陀羅尼の法を持せん、皆須らく如法の相を具足して、而も常に擬し備ふべし。現座の大衆皆言ふて善と稱す。

(一) 跋折囉を作ること、及びその功能を明す。

若し人跋折囉を作らんと欲はド、先づ金等の五色の物、皆未だ曾て作器の用を經ざるものを取り、何をか五色と名くる、一に金、二に銀、三に赤銅、四に鎧鐵、五に錫なり。合和し跋折囉の形を爲作れ、若しこの五種なくば、霹靂の棗の心を用ふべし、亦得るなり。且つその跋折囉を作らざる前に、先づ須らく豫め金銅等の物を呪すること一百八遍すべし。呪に曰く、

(二) 嘘云々 五色を呪する眞言なり

(三) 嘘摩訶迦囉、那吒俱鉢囉、莎訶。

呪し訖りなば、月の蝕せんと欲する時を取るべし、先づ十四日に於てせよ、若し此の如くの上日を候するに、著すんば宜しく八月十三日を取るべし、亦是れ上日なり、斯の日の晨朝に豫め、その匠をして齋戒を受持し、香湯を以て洗浴し、新淨の衣を著せしめよ、其の跋折囉を作る主を請せんと欲する事亦復た是の如し、俱に潔淨にして訖つて、豫め淨く一の淨所を修理せよ、安立して護身結界の法事を作せ、十五日の朝に

(二) 次に火天云々
火天を喚て爐を守らしむ。

至て、更にその匠をして香湯を以て洗浴し、新淨の衣を著せしめて、與めに護身を作し、及び自ら護身し結界して、法事を道場の中に當て、一水壇を作り、佛般若諸大菩薩金剛天等を請し、又舍利一二七粒を請してその壇中に置け、其の壇の東邊に牛糞を以て一の冶鑑を泥作せよ。(二) 次に火天を喚て、其れをして鑑を守らしめよ、匠は面を西に向へ、呪師は自身壇の西邊に在て、正面を東に向へ、草を敷きて席と爲して胡跪して坐せよ。その壇の中に七盤の飯食を著け、その鑑の邊に於て更に一盤の食を、結護すると常の如くして佛般若諸大菩薩金剛天等を請せよ。又種々の香華と印法とを以て、三寶を供養すると三遍七遍、然して後に動作せよ。一たび鑄て成せしめよ、是を一寶と名むるとなれ、上下缺くるとなく、端正にして缺減あるとなれ、是を一寶と名く、最も上首となす。若し一たび鑄て成らすんば後に復た作ると雖も、終に是れ用なし。その人亦我が祕密三藏の法門を行すべからず、設ひ強て行用すとも、常に魔事ありて成辨する所なけん、却て身に殃せられん。その跋折囉は重さ八量ばかり、長け十二指、指を横へて量とせよ。兩頭には三股亦五股あり、その五股のものを名けて大跋折囉と爲す。必ず須らく身を終るまで梵行を持する者、用ひて受持すべし。若し戒行

(二) 真金云々
五股を作るに金
を以て減金の本説な
り。

なくば、五股を持用する事を得ざれ、その跋折囉は皆腰の間圓かに作て、橫榔の形に似、中間は一把を容るゝばかりの長けなるべし、力を盡して彫鏤せよ、唯端正に取れ、麁惡なる事を得ざれ。磨治し了已んなば、(二) 真金をもて塗り飾り、正に腰間に當て、一方孔を開て舍利を下すに擬せよ、法用形勢因縁と今の本様と一種なり。行者示し語げて好く用心して之を作らしめよ。備へに擬して輕しめざれ、杵を作る時に當て、呪の聲絶ゆる事なれ、香煙断せざれ、其の匠の功價多少を索むるに任せよ、酬ひ還す事を得ざれ、仍ほ須らく當日に作らしめて總て了るべし。跋折囉竟らば、その匠呪師に報じて言へ、杵を作り已了れりと。その呪師手に香鑑及び七寶の函を把りて讚歎をして曰く、十方の諸佛の法寶成就す、梵音法事を以て往て迎へて看せたてまつる。鑑の邊に至て諸の香華を散して、讚法事を作して、懲懃に禮請せよ、其の匠長跪して両手に捧げて行者の手中の七寶の函の内に著き詫れ、その匠乃ち禮謝して口に云く、種々多く法の如くならず、瑩磨嚴飾皆意に稱はゝ、歡喜を布施して、願くは諸罪を減したまへと。呪師答へて曰く、常に異にして殊妙に端嚴如法にして分相具足せり、最上に無比なり、實に慚愧を生ず、願くは匠者の三業の宿障を除て、生生世世に佛と

因縁をなし、法會に相值はんと、語已りて、匠更に禮拜發願すべし云々燒香し合掌して舍利を請取れ、呪師即ち起て壇を繞る事三匝して本と坐せし所に至て、却て一面に住して十方一切の諸佛般若菩薩金剛天等に啓告せよ云々、還て香華供養の法事を作して悲泣して涙を雨らし、龍腦香を取ると一捻りばかり、跋折囉の腰の間の孔の中に内れ、後に舍利を取て跋折囉の腰の孔の中に内れ訖りて、更に香華法事を作して供養せよ。供養し畢已りて、還りて杵を將て起て、右に道場を繞りて其の匠の所に至て、地に跪て匠者に授與せよ、匠者至心に珍重して香を焼き供養し禮拜し已りて、即ち両手を以て跋折囉を捧げて其の孔を開ぢよ、^{至到}りて牢密ならしめよ。釘閉する事訖りなば、還て両手を以て捧げて呪師に授けて呪師禮拜して受け取りて起つ、匠者更に禮すると三拜して舍利の函を捧げて心口に發願せよ云々、行者手に舍利の寶函を捧げて、右に道場を繞りて行道すると三匝して、本處に還至して諸の香華を以てし、及び印法を作して、更に供養し訖りて匠をして出で去らしめよ。後に於て復た舍利の寶函を將て、道場に還至して自ら相貌を候ひて夜に至て壇の中に三七の燈を然せ、意に任せて安置せよ、及び餅果種々の香華を著き供養せよ、事竟りなば壇の四面に於て、^(二)結跏趺坐して

^(二)結跏趺坐云々
是れ弘法大師の御影の三昧なり。

呪師右の手に跋折囉を把り、左の手に珠を掐る。唯し力を盡して至心に呪を誦して、限り三種の光相を現するに至るべし。何をか三相とする、一には其の跋折囉自然にして暖かなり、二には煙出づ、三には大光明を放つなり。若し暖相現せば、杵を持する行者自然に感得す。一切藥叉羅刹及び諸の人等皆悉く心を同ふして、恭敬すると佛の如き事を感得す。若し煙相現すれば、杵を持する行者、自然に所去の處に一も障礙なく、又病苦なきことを感得す。若し放光の相現すれば、一切の呪神自在に行者を擁護する事を感得す。行者常に一切の天龍八部・鬼神・人非人等の爲めに、皆悉く恭敬せらる。仍て一切の諸の衆生類の六分が中に於て無比と稱せん。佛より以下但し是れ諸の呪を能く誦得するものは、皆悉く最勝の靈驗を成就す、是の金剛跋折囉杵の威神力に由る故なり。後に於て若し跋折囉を用ゐんと欲はゞ、法の如く杵を捧ぐ、未だ用ゐざる以前に軍荼利の大心呪を誦し、一七遍を満し已りなば、即ち此の杵を以て護身法の如くせよ、然して後に便ち大結界の法を作し、一切の時の中に意を加へて、護持して以て常の則と爲せよ。方に法事を行すれば、所作皆驗あらん。若し病を療せんに跋折囉を用ゐん時は、時は分を越ゆるを得ず、並びにすべからく護淨すべし。如法に用ふれ

ば、呪師の身に於て常に好く安隱なり、已に跋折囉の法功能を説き竟んぬ。

國譯佛說陀羅尼集經卷第二 終

大正九年八月五日印刷

大正九年八月十日發行

國譯密教經軌第貳奥付

【非賣品】

編纂者 塚本賢曉

東京府北豊島郡高田町字雜司ヶ谷三百十二番地

發行者 伊豆宥法

東京市牛込區若宮町三十五番地

載轉禁
印 刷 者 川邊多門

東京市本郷區湯島三組町八十一番地

印 刷 所 川邊活版所

東京市本郷區湯島三組町八十一番地



發行所 東京市牛込區若宮町三五
振替東京五〇一八七

國譯密教刊行會

353
28.



終